令和5年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

- Ⅱ 場 所 広島県農林庁舎2階打合せ室(広島市中区基町10番52号)
- Ⅲ 出席委員 細野委員 (議長)、大井委員、大内委員、篠原委員、西原委員、宮地委員

IV 議 題

- 1 日本型直接支払制度について
 - (1) 日本型直接支払制度
 - (2) 中山間地域等直接支払交付金
 - (3) 多面的機能支払交付金
 - (4) 環境保全型農業直接支払交付金
- 2 消費・安全対策交付金について
 - (1)消費・安全対策交付金の概要
 - (2) 家畜衛生の推進
 - (3) 農薬の適正使用等の総合的な推進、 重要病害虫の特別防除等
 - (4) 海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備
- 3 強い農業づくり総合支援交付金について
 - (1)強い農業づくり総合支援交付金の概要
 - (2) 取組概要
 - (3) 事業実施一覧、スケジュール(想定)
- 4 産地生産基盤パワーアップ事業について
 - (1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要
 - (2) 事業実施一覧
- V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課

電話 (082) 513-3591

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

(1)日本型直接支払制度

日本型直接支払制度は、農業農村の多面的機能の維持発揮を図るためのもので、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の三つの交付金により構成されている。多面的機能支払は多面的機能を支える共同活動を支援する農地維持支払と地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する資源向上支払いの二つ。中山間地域等直接支払は、平地と比較して、生産条件が不利な地域を支援する事業。環境保全型農業直接支援は、有機農業など、環境保全効果の高い営農活動を行うことによる追加的コストを支援する事業。

取組の内容や地形条件などによって、10a 当たりの交付単価が設定されており、取組の 面積に応じて交付金が交付される。

広島県では日本型直接支払制度を 2025 広島県農林水産業アクションプログラム内の中 山間地域農業の活性化の項目に位置付け、地域ぐるみによる農地や農業用水路などの保 全・管理や、事務負担の軽減・活動範囲の広域化を促進するために活用している。令和7 年度に 51,100ha の農地面積を維持することを目標としている。

令和元年の時点で、日本型直接支払などにより、54,100ha の農地が維持された。今後は、令和12年の時点で約5,800ha の農地維持ができる見込みとなっている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

最初に本制度の概要について説明する。

本制度は傾斜があることにより、農業生産条件の不利性を有する中山間地域において 5 年間以上の農業生産活動を行う協定に対して交付金が交付されている制度である。協定には、集落協定と個別協定の 2 種類があり、集落協定は農用地を維持管理する旨の協定を複数の農業者が締結し、個別協定は、集落協定ができない地域において認定農業者などの担い手個人が農地の維持管理を行う旨の協定を締結する。

次に、市町から5月に報告されたデータをもとに、令和4年度の実施状況について説明 する。

広島県内では 23 市町のうち、令和3年度から引き続き 18 市町で中山間地域等直接支払事業が取り組まれている。

協定数は 1,515 協定、協定参加者は 24,922 経営体。協定農用地面積は 20,387ha。交付金額は約 27 億 5000 万円。交付単価別の内訳は、協定数、協定面積、交付額、いずれも 7

割から8割が体制整備の協定となっている。

次に、農林水産事務所別の実施状況をまとめている。北部農林事務所が最も中山間事業 に取り組んでいる協定が多い。

集落協定の概要について。協定参加者の内訳は、最も多いのは農業者で、農業関連の法人等がつづいているが、非農業者も含まれており、地域ぐるみで活動しているということが伺える。交付農用地の面積はほとんどが田で、わずかに畑。交付金の使用方法は、共同取組活動費と、農業者への配分がほぼ同等程度となっている。

共同取組活動への交付金の使用方法は、一番多くなっているのが道水路の管理費、次に 共同利用機械購入費。単価別の内訳は7割から8割が体制整備の協定となっている。共同 取組活動の実施状況については、農業生産活動等で最も多いのが、イノシシや鹿に対する 鳥獣害防止対策で、2番目が農地法面管理。水路管理と農道管理に関してはほとんどの協 定が実施している。

多面的機能を増進する活動については、草刈りが最も多く、74.0%となっている。

集落マスタープランの内容については、将来にわたり農業生産活動が可能となる体制 構築が最も多く、87.8%となっている。

次に体制整備単価に取り組む協定に関わる活動について、集落戦略の作成状況は、体制整備単価に取り組む協定が917協定あり、すべての協定が現在策定に取り組んでいる。内訳は集落にて作成中の協定が696協定、集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中の協定が96協定、要件をすべて満たす集落戦略が市町村に提出済みの協定が125協定。前年度の状況と比較すると、集落にて作成中の協定は減少し、市町村から指導助言を実施する中の協定と要件をすべて満たす集落戦略が市町村に提出済みの協定は増加していることから、作成が進んでいることがうかがえる。

集落戦略の作成及び実践に向けた活動について、集落戦略の作成に向けた話し合いが 65.5%の協定で既に進められている。地図の作成についても、割合としては3割ほどでは あるが、前年度からどちらも約10%増加しており、作成が進んでいることが分かる。

次に加算の取組状況について、中山間支払制度には五つの加算措置があり、その中で最も多くなっているのが生産性向上加算。生産性向上加算に取り組んでいる協定は98協定で、最も多くなっているのがドローンによる空中防除で、3分の1以上の協定が実施している。

次に個別協定の概要について、交付対象者の経営形態等は認定農業者等が最も多く、農業生産法人が2番目に続いている。協定農用地の面積は田がほとんどを占めている。交付

単価別の内訳は、個別協定では約 98%が体制整備単価の協定となっており、より割合が高くなっている。

直近5年間の取組の推移については、令和元年から令和2年の間に、大きく協定数、協 定面積が減少しているが、期変わりに協定を取り辞める方が多いためである。令和2年度 以降の第5期対策になってからは毎年少しずつではあるが、協定数、協定面積ともに増加 している。

耕地面積と耕地利用率の推移のグラフについて、昭和 50 年から平成 12 年までは、耕地面積が大きく減少しているが、中山間地域等直接支払が開始された平成 12 年以降は減少率が緩やかになっている。

農業就業人口と耕地面積の減少率は、農業就業人口が年を経るごとに大きく減少していってしまっているのに比べ、耕地面積の推移は減少が緩やかになっており、中山間地域等直接支払事業を含めた、農用地保全の効果が確認できる。

最後に特認地域の変更について、特認基準自体の変更はないが、農林統計上の中山間地地域が令和5年の2月に見直されたことに伴い、特認地域の範囲が変更となる。今回の拡大を検討している地域は、福山市の神村。除外を検討している地域はない。農林水産統計上の分類の見直し前後の農業地域類型区分について、県内で変更されたのは神村と広島市安芸区の瀬野村。瀬野村は山間地域から中間地域に変更になったが、山間地域、中間地域ともに特認地域の対象のため、特認地域としての変更はない。福山市の神村は都市地域と区分されていたが、今回の変更で中間地域となり新しく特認地域となる。

(3) 多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金とは、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための 地域の共同活動を支援する制度である。多面的機能とは、水源涵養機能や景観形成など、 食料生産以外の面で農業農村が有する機能のことを言う。この多面的機能は、農家を始め とする地域の方々が、法面の草刈りや水路の泥上げなど農地を維持するために実施する 共同活動によって維持されている。しかし、近年の高齢化や担い手不足の影響で、こうい った活動が困難になってきており、少しでも負担を軽減しようということで制定された のが本制度である。

多面的機能支払は大きく分けて2つの支払から構成されており、一つは農地維持支払 (法面の草刈りや水路の泥上げなど農地を保全するための基礎的な活動)、もう一つは資 源向上支払。資源向上支払は更に二つに分かれており、水路や農道の軽微な補修を行う共 同活動、老朽化した施設を補修・更新する長寿命化のための活動から成る。 多面的機能支払は、地域の共同活動に係る支援を行うことにより、①地域資源の適切な保全管理を維持すること、農業農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されること、②担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的としている。活動組織の例として、農業者だけで結成される場合もあれば、農業者と非農業者が一体となって結成している組織もある。

広島県の基本方針について。本県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」において、地域ぐるみの農地や農業水路などを保全管理していく取組に対して、引き続き日本型直接支払制度を活用しながら支援することとしている。農業農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするため、国・県・市町・推進組織・関係団体と相互に連携を図り、本県における取組を広く推進していく。

広島県内の取組状況について、県内には23の市町があり、そのうち20市町が農振農用地を有しており、本制度に取り組んでいるのは17市町となっている。令和4年度末時点の農振農用地面積は53,663haで、多面的機能支払に取り組んでいる面積は18,934haとなっており、カバー率は35.3%である。

取組状況の推移について、年々、取組面積については増加しているが、平成30年から令和元年にかけては700ha ほど減少している。理由としては、多面的は中山間と違って期ごとの計画がある訳ではないが、5年間を活動期間とするため5年毎に区切りを設けている。平成30年度は5年目で最終年度を迎える組織が多かったため、令和元年度で活動を断念した組織もあって面積が減少した。真ん中の表は、農地維持支払、資源向上支払(共同)の平成24年度から令和4年度までの対象面積の推移を表している。施設の長寿命化について、令和3年度から令和4年度にかけて減少しているが、全国的に予算が不足しているために要望した全組織へ配分することができなかったことによる。

続けて、過去5年間の市町毎の取組状況を載せている。

次に、令和4年度活動実績について、令和4年度は767組織で活動が実施された。前年度に比べて15組織減っているが、広域化した組織もあるので一概に減少したという訳ではない。取組面積は18,934haで、前年度から113ha増加している。交付金額、対象施設数については記載のとおり。

令和4年度活動内容は、それぞれの支払でどのような活動がどのくらいの数の組織で

実施されたかということを示している。令和4年度活動の確認状況は、活動組織の行った 活動は毎年市町が確認しており、現地調査や書類確認という方法で確認している。

取組推進に関する課題や今後の取組方法等として、県としては活動組織の広域化や担い手による農地集積を重点的にやっていくこととしている。

参考資料は、公益的な機能の維持・発揮として、農業の有する公益的機能を金額で表すとどうなるかを表している。当制度の取組面積は25,827haとあり、これは令和4年度に中山間直払と多面的機能支払の取組面積両方を合わせた面積である、両制度に取り組むことで得られる公益的機能を金額に換算すると710億円となる。令和4年度の交付額は38億円だが、710億という数字は交付額の18倍ということで、本制度は農地を守る上で非常に大きな意義を持っていると言える。

活動事例として、庄原市の栗田川流域農地・水・環境を守る会の事例について、この組織は、地域内だけでなく広島市や大阪府からも子供たちを集めてアイガモ農法体験や稲刈り体験を実施し、農家と非農家が一体となって地域コミュニティを活性化しており、本制度の趣旨に沿った有意義な活動をしている。

令和4年度の広域化実績は資料のとおり。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

この事業の目的は、地球温暖化防止、生物多様性保全等に貢献する取り組みとして、地域活動等に対して支援を行うことにより、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の推進を図ることとしている。

この事業を簡潔に言うと、環境保全に資する生産方式で栽培を行った団体等に対し、栽培面積に応じて交付金を交付することで、環境保全型農業を推進する事業である。

交付金の交付には、様々な条件があり、交付対象者は、資料に挙げている4つのいずれ かに該当する者としている。

次に、交付対象者の要件は、主作物について販売を目的に生産していること、及び「み どりのチェックシート」の取組を実施していることの両方に該当することとしている。

「みどりのチェックシート」とは、例えば、化学肥料、化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減、農作業安全に関する具体的な取組項目を国がリスト化したもので、これらの取組項目を全て実施する必要がある。

次に、交付対象農地は、農振法に基づく農業振興地域内の農地又は都市計画法に基づく 生産緑地地区内の農地としている。

事業要件は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施

を推進するための活動を実施すること、となっている。

これは、交付対象となる取組とは別に、「例」に記載しているような活動、例えば、技術マニュアルや普及啓発資料を作成して配付や、地域住民との交流会の開催などを行う こととなっている。これは、交付対象となる取組がよりスムースに地域に定着していくことを狙って、こういったことが事業要件になっている。

交付対象取組と単価は、化学肥料と化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減することと合わせて行う取組として、例えば、堆肥の施用や緑肥の作付けなどの取組と、 有機農業の取組である。

また、令和4年度から新たな交付対象取組として、有機農業の取組の拡大に向けた活動が追加された。

具体的には、交付対象取組と支援単価の一覧表のとおりで、県の慣行レベルの5割低減とあわせて行う堆肥の施用に取組むと、支援単価は10a当たり4,400円で、財源は国1/2、県1/4、市町1/4となっている。

堆肥の施用や緑肥をすき込むことが、どのように環境の保全に資するのかというと、有機物に含まれる炭素を土壌中に貯留し、大気中の二酸化炭素を削減する効果があるとされているためである。

取組は平成27年度から始まっており、令和4年度の実績は次のとおり。

全体の取組面積 692.93ha のうち、堆肥の施用が最も大きく、533.54ha で、全体面積の約8割を占めている。交付額は、3千8百万余となっている。

市町別では、県内12市町で取り組んでおり、取組面積が大きい市町は、庄原市、次いで、三原市、次いで世羅町で、この3市町で、全体の約7割を占めている。

令和5年度の計画は、全体の取組面積は795.96haで、令和4年度実績と比較して103ha増加している。

取組別の増加面積は、堆肥の施用、カバークロップ、有機農業の取組面積の増加が大き くなっている。

また、交付見込み額は、4千4百万余となっており、4年度実績に比べて、約650万円の増加となっている。

この事業が始まった平成27年度からの推移は、令和3年度まではおおよそ500haから600haの間で横ばいであったが、令和3年度から増加に転じており、令和5年度の計画では800ha弱、近年取組が増加しているといったトレンドになっている。

要因としては、昨年度、みどりの食料システム法が施行され、環境負荷の低減といった

全国的な機運が醸成されてきたこと、また、化学肥料の価格高騰が影響していると考えている。

今後は、みどり法の取組がこの4月から始まっており、そういった制度と連携し、当該 事業を推進し、地域の動きを支援する形で活用していきたいと考えている。

質 疑

- 委 員 中山間地域等直接支払と多面的機能支払は非常に良い制度だと思う。交付金を受けている法人などの平均年齢は把握しているか。
- 事務局 平均年齢を把握する調査はしていないが、ほとんどが60歳以上なので高齢化は深刻。
- 委 員 若い担い手を育成するための施策を他に実施していると思うが、どのような状況 か。
- 事務局 広島県の重点施策は、地域の核となる農業経営体の育成で、企業経営や、企業経営 に雇用される人で、その農地が有効に利用されるというのが究極的ではあるが、そこまでいかなくても、農協と一緒になって販売するなど、しっかり収益性を持って農業 生産活動を行う経営体が増えていくということも一つの方向性だと思っており、そういう新規就農者の育成も行っているところ。一方で、水稲は、この交付金を使いながら維持できているものの、収益性の高い経営モデルが無いなど方向性が見えづらい地域においては、例えば地域外の担い手を入れてくるとか、全国で実績のある農業 関連企業の参入を促すとか、地域の状況に応じて担い手の育成確保を進めているところである。
- 委員 今の補助金を受けることによって、担い手の育成は追いついているのか。
- 事務局 地域の核となる担い手は徐々に育成されつつあるが、それが実際に農地を守るために必要な担い手数かと言われると厳しい。現段階の目標近くにいると思ってはいるが、それが全体として足りているのかと言われると少し弱いという認識。
- 事務局 制度的な視点で言うと、国も担い手不足に関しては危機感を持っており、基本法の 見直しの中でも多様な担い手というのはあるが、現場は追いついていない状況。それ を補完する観点から、広域化というものを進めている。

集落単位で見たときには、担い手がいないなど厳しい現状があるが、市町単位や大 字単位の広い範囲で見ると、担い手はいるといった状況になる。事務処理の簡素化と いう観点からも解決策の一つとして広域化を挙げているところ。

- 委員 ネットワーク型組織の担い手は若手がやっているところがあるので、そういうの を今推進されているのかと思う。
- 委員 それは派遣するということか。
- 委員 農作業の受託やドローンの使用の作業委託などを行う。いくつかの法人や集落法 人が出資した上に立つ上部組織みたいなもので、そこの担い手が30代や40代が多い。
- 委員 施策全体の話だが、あるべき姿で10年後を思い浮かべている中で、今の立ち位置はどの辺りなのか。また、担い手不足など、現時点ではなかなか難しいだろうという中で、この部分を交付金によってサポートしていると捉えたが、その辺どうか。
- 事務局 この交付金は、どちらかというと下支え的な位置付けだと考えている。この現状を どう維持していくか、どう守っていくかというような施策が、日本型直接支払交付金 の主な趣旨で、何とか農家の人々に農地を維持して貰っている。現状維持は無理でも、 日本型直接支払交付金によって少しでも農地の減少を防ごうというのがこの取り組 み。
 - 一方で、農地集積をして担い手にしっかり経営を維持して貰うというのは、我々が 目論んでいる担い手が拡大をしていることもあり、何とか進んでいる状況だが、この 先の我々が目論んでいない担い手がどれほど拡大できるかというのは未知数で、そ ういう人達を掘り起こしながら農地集積拡大を支援していきたい。
- 委 員 交付金で草刈等を支援しているという話だが、この支援というのは、お金を渡して 外注に出すということか。
- 事務局 外注に出されるパターンはある。構成員になっていない法人に委託することもできる。もちろん個人で実施する場合も、集落みんなで共同活動として実施するケースもある。
- 委員 そういったいろんな作業が立ち行かなくなっているのであれば、ドローンを使うような会社を上手に作っていく或いは組んでいくネットワークを作る、そういったところに力を入れるというのは考えているのか。
- 事務局 法人でも草刈が一番ネックになっているので、草刈り隊というものを作ったりするような動きも最近見えている。農作業や維持管理などの負担のある作業はある程度若い人が地域にいないと難しいこともあるので、委託ができる団体は出来てきている。

- 委員 地域への情報提供はされているのか。制度を活用している地域に偏りがあるが、現 在活用していない地域にも情報は発信しているのか。
- 事務局 交付金の制度および内容は市町を通じて地元に周知している。この交付金においては活動組織の中に、集落法人、法人協、農協である JA などが入っている。そういった協会などを通じて周知はできていると考えている。ただ、地域や区域によって交付金の額も体力も違いもあるし、作業を委託する場合と事務を委託する場合のウエイトをどちらに持つかというのもあるので、地域の実情で実施するかしないが決まっているのかと思う。
- 委 員 環境保全型農業直接支払の生物多様性保全等に貢献する取り組みとは具体的にど ういったものか。
- 事務局 農薬を使うと、害虫だけでなく有益な生物までも殺してしまうが、生物多様性の観点から、有益な生物に関しては駆除せず活用するといった取組のこと。
- 委員 中山間直払などを受けている地域とそうでない地域を比較すると差がある。いわゆる水田が多いと言われる地域では多く取り組まれているが、ひろしまビジョンでは30年後のあるべき姿として「日本一のレモンや牡蠣に加えて…」という表現がされているにも関わらず、呉市等のレモン栽培が盛んな島嶼部の畑が多い地域では取組が進んでないのは何故か。また、安芸太田町は棚田が多く傾斜のある地域が多いが、こういった条件不利地域で実績が出てないように見えるが何故か。これらのことについて何か対策は打たれているのか。
- 事務局 中山間については、傾斜が厳しい農地に対して、農業生産活動をされるところ、これが米であろうが、畑であろうが交付対象となっているが、呉市は水稲で取り組んでいる。樹園地の島嶼部に少ないのは、単価の差が大きいというところがある。畑の単価は水田の半分なのでかなり差がある。また、集落でまとまって維持管理活動等を求められる中で、島嶼部は個々の農家が多く、出入りが激しいこともあり、進んでいない。

安芸太田町については、多くの中山間地域の農地が取り組んでおり、棚田加算や急傾斜加算も交付されている。町を挙げて産業観光課が随所に棚田をアピールして取り組んでいるので、ある程度進んでいる。

- 委 員 畑の単価が安いのは何故か。
- 事務局 施策に所得補償が大本にあり、水田が元々の発端ということがある。これは国から 示されている単価。

- 委員 交付金をどういうふうに割り当てるかは、県の裁量はあるのか。例えば、県として 畑を重点的に進めたいので、国の単価とは別に、畑の方に交付金を多く割り振るということは可能なのか。
- 委員 直接支払のもともとの考え方に環境を保全することが重要だということがあり、 水田耕作をやってくださいということだと思う。生産振興とはまた違う考え方。

水田の方が環境保全機能は高いという判断がなされて、それがベースになっている。

水稲作は収益性が低いので畑に変えるという考え方は国でもあるので、この件については別に制度が建てられているのではないかと思う。

事務局 国は畑地化も推進していて、特化した事業もできているが、この交付金については、 今のニーズにあっていないところはある。

県がこの交付金を畑の部分についてつぎ足しはしていない。ただ、制度上は、県や 市町での判断でつぎ足しすることはできる。

- 委 員 交付金の使い方について、ニーズからずれていることを国に情報を流して連携することはできているのか。
- 事務局 県、市町から国に対しての情報発信をしている。広島県は畑地化も含めて話をしていて、例えば高収益作物を植えるための場合は畑の単価の是正できるよう各会議を 通して国へ要望している。
- 事務局 要望活動に限らず、各県がいろいろな声を、いろいろなタイミングで上げていることは国にも伝わっていて、不断に制度改正がされてきた。

また、今後どうすればこの制度をより実態に合わせることができるか、国も全国調査している。

- 委員 生産条件への直接的な補助から人件費的なものへ変わっていくことは有り得るか、 事務局 見直しのポイントの一つとしては、有り得る。多面も中山間も草刈りのように、ある意味人件費的なものに多く使われている。そこをどう強化するか、その仕組みをど
 - うすれば実際に農地を守れるのかということが人件費に繋がる。
- 委員 公益的な機能の維持発展で機能評価額8兆円というのは、農業をしない場合、公共 事業として8兆円必要ですということ。農業をやっていただくことで公共事業をし なくてもいい分が8兆円ある。

2 消費・安全対策交付金について

(1)消費・安全対策交付金の概要

消費者に安全な食料を安定的に届けるためには、生産から供給にいたる各段階において、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じたリスク管理や疾病予防に取組む必要がある。

この交付金は、これらの取組に必要な経費に充当できる交付金であり、本県では本交付金を活用して、農畜水産物の安全性の向上や、伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止に取組んでいる。

農畜水産物の安全性の向上については、農薬の適正使用等の総合的な推進及び海洋生物毒の監視の推進に取組んでいる。

伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止については、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備及びウ重要病害虫の特別防除等に取組んでいる。

(2) 家畜衛生の推進について

令和4年度当初分については、家畜衛生の推進について、一般型と特別交付型に取り組 んだ。

一般型は、畜産物の安全性を確保するために、生産段階から衛生管理が必要という観点から、家畜衛生を推進するため、本交付金を利用して、疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等について調査、指導を実施している。

目標値の考え方は、消費・安全対策交付金の実施要領に基づき、家畜の伝染性疾病の検 出割合の減少率と検査件数の増加率を目標値として設定している。

令和4年度の計画時には、伝染性疾病発生件数は75件、検査件数11,100件を見込み、 充実度(目標値)は98.5とした。

事業実施実績は、疾病発生件数は 66 件、検査件数 9,517 件で、指標となる充実度は 82.2 と目標値をやや下回った。

これは、県内で初めて豚熱ウイルスの侵入が確認され、緊急的に、豚熱の発生予防のために県内の全養豚場豚に豚熱ワクチンの初回接種を実施し、また前年に発生した高病原性鳥インフルエンザの検証及び体制見直し作業に必要な業務を優先してリソースを振り分けたことによるものだが、この緊急業務の実施は、本県の家畜衛生の推進を図るという目的に対しては、実績以上の成果があると考えている。

さらに、令和4年12月から令和5年1月にかけて県内養鶏場6戸において高病原性鳥インフルエンザが発生したが、本交付金を活用し、防疫措置を速やかに行うことができた

と評価する。

具体的な取り組み項目については、メニューごとに資料に記載をしているため確認い ただきたい。

事業費は23,997,632円、うち交付金相当額は11,997,000円であった。

次に特別交付型について説明する。

特別交付型は、国内における豚熱及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続して確認されていることから、これらの疾病への対策が必要ということで、国が緊急的に予算化した交付金である。

本県においても、当該疾病の県内養豚施設への侵入防止対策が必要であるということから、本交付金を活用して、次の取組を行った。

目標及び成果は、特別交付型ということで、豚熱及びアフリカ豚熱を発生させないという目標を設定し、これらの疾病が確認をされていないということで目標達成したと整理した。

実績については次のとおり。

家畜の伝染性疾病の発生予防については、広島空港国内線出口の靴底消毒マットの設置により、当該疾病の本県への侵入防止を図った。

野生動物の対策強化については、野生いのししの豚熱感染状況調査の体制を整備し、捕獲いのししの豚熱等の検査を300頭実施した。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備では、家畜伝染病の検査に必要となる機器の整備を、家畜保健衛生所3か所で実施した。

この取組によって、捕獲された野生いのししの検査体制を確立したことから、県内の野生いのししに豚熱が感染した事例を早期発見できる体制を整えることができたと評価する。

事業費は14,144,422円、うち交付金相当額は6,238,000円であった。

次に令和4年度は補正予算でも特別交付型に取り組んだ。

国内における豚熱及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続している中、県内においても、豚熱感染確認地域が拡大しているため、本交付金を利用して、検査体制づくりを推し進めるため、検査に必要な機器の整備を行った。

従って、目標及び成果は先程と同様である。

事業費は1,499,850円、うち交付金相当額は665,000円であった。

最後に、令和2年度(令和元年度補正繰越)予算のハード事業については、令和5年度

に成果を取りまとめることになっているため、併せて説明する。

令和2年度ハード事業は、一般型に取り組んでおり、3つの施設を整備した。

整備した施設はバイオセキュリティレベル3対応施設(クリーンルーム)、安全キャビネット、車両消毒設備である。

① クリーンルーム

県内の野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱検査に係る検体処理数の増加が見込まれる中、県内飼養豚の検査を同時に行うことにより、病原体の交差汚染のリスクを防ぐ必要がある。そのため専用施設を整備しました。目標値の考え方は、飼養豚及び野生いのしし検査を同日で実施する場合の所要時間の減少率とした。

整備前は交差汚染防止のために合計 14 時間かかるが、整備後は、飼養豚検査を従来の 検査室、野生いのしし検査をクリーンルームで実施することで、同時に検査が可能となり、 検査に要する時間が 6 時間となることから、規定式から目標値は 157 とした。

実績及び成果は、令和3~4年度は、計画どおり6時間で検査を実施したので、達成度は100%となった。

事業費は40,297,212円、うち交付金相当額は20,148,606円であった。

② 安全キャビネット

クリーンルーム内で、検査資料を扱う際に空気を閉鎖的に循環させ、外部に漏出させない機器で、ハード施設として整備したもの。目標値の考え方は、豚熱等の検査のうち、安全キャビネットを用いて行う作業時間の効率性で設定した。

整備前は、1時間当たりの最大処理可能検体数 15 検体で、1 検体当たりの作業時間が4分であったが、整備後は1時間当たりの最大処理可能検体数 30 検体で、1 検体当たりの作業時間が半分の2分となることから、規定式から目標値は 150 とした。

実績及び成果では、1時間当たりの最大処理検体数は23検体で、1検体当たりの所要時間は2.6分、充実度は135となり、達成度は90%となった。

検査件数は年々増えているため、この数値は、達成の方向に向かうのではないかと考えている。

事業費は4,660,762円、うち交付金相当額は2,330,381円であった。

③ 車両消毒設備

病性鑑定施設を有する畜産事務所に野生いのしし材料を搬入する際、車両の消毒は畜産事務所職員が動力噴霧器により実施しているが、車両消毒設備を設置することにより、業務の効率化を図ったものである。

目標値の考え方は、車両1台あたりの消毒に要する時間により算出した。整備前は8分かかっていたものが、整備後は2分と想定し、規定式から目標値は175とした。

実績及び成果は、車両の消毒に係る時間は計画どおり2分となり、達成度は100%となった。

事業費は14,559,726円、うち交付金相当額は7,279,863円であった。

(3) 農薬の適正使用等の総合的な推進、重要病害虫の特別防除等

「農薬の適正使用等の総合的な推進」に向けた取組について、近年は、地球温暖化の影響等もあって、様々な病害虫が海外から侵入したり、国内産地において特定の病害虫が大量発生したというニュースを聞いたりするが、これらの病害虫から農家や農作物を守るためには、農薬の散布が欠かせない。

一方で、食の安全・安心を確保する上で、農薬の使用などへの消費者の関心は非常に高いことから、農薬の販売業者や使用者が、法令に基づいて、適正な販売や使用を行うよう、 行政機関として徹底する必要がある。

このため、県では、毎年度、研修会や講習会を開催し、啓発活動に努めるとともに、立 入検査を行うなど、監視活動や指導を行っている。

昨年度の実績のうち、啓発活動については、農薬の販売者や使用者、JA等の指導的立場の方を対象とした危害防止講習会等の研修会を、6月を中心に、計5回(5日)ほど開催し、400名以上に出席いただいた。

この危害防止講習会は、例年、農薬の使用頻度が高くなる6月からの運動月間を中心に 開催している。

県としては、東広島、三次、福山、呉、広島市と会場を細かく設け、県内の方ができるだけ多く出席いただけるように配慮して開催をしており、当初の目的は達成できたものと考えている。

一方、各地域や産地での栽培研修会などの機会を活用した啓発活動は、当初の計画を大きく上回る100回の開催となった。

こうした取組を重ねて、県全体で延2,000名を対象に、農薬危害防止に向けた啓発を行う計画としていたが、コロナが落ち着いていたことなどもあり、昨年度は2,300名余りの参加者数となった。

次に、監視活動については、農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から、昨年度は、農薬販売者ではホームセンターやJAの販売店など19店舗を、また、農薬使用者について

は集落型農業生産法人やゴルフ場などの中から 11 件を抽出し、合わせて 30 件に対して、 立入検査を実施した。

県では、権限移譲している 17 市町分を除き、県自らが調査した6市町の対象のうち、 不適切な販売や使用の発生割合が 12.5%以下となるよう目標を設定しており、結果として、2.7%となり達成した。

県としては、このような結果を踏まえつつ、今後も継続して、農薬の適正販売、安全使用の推進に向けて、法令遵守を行うよう啓発・指導に取り組んでいきたいと考えている。

「重要病害虫の特別防除等」については、海外から我が国へ調査対象の病害虫が侵入した場合に、生産者にとって重大な被害が予想されるため、特に警戒を強化して行うこと、また、万が一侵入した時に迅速な防除が実施できるよう、まん延防止を図ることを目的としたものである。

侵入が警戒されているミバエ類という害虫の調査では、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエについて、それぞれ、4月から11月にかけて、昨年度も、年間延べ56回の調査を行い、現在のところ、県内での発生は確認されていない。

また、令和2年度から新たに実施しているコドリンガという蛾の調査についても、同様 に1か所で8回調査を行い、県内での発生は確認されていない。

(4) 海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

水産物の安全性確保のため、カキ、アサリ、ムラサキイガイについて、貝毒対策実施要領に基づいて貝毒検査を実施した。

令和4年度の検査は、主にカキ16地点、アサリ6地点、ムラサキイガイ2地点の計24地点を対象とし、通常の麻痺性貝毒の検査を8回、毒化状況に合わせた麻痺性貝毒の臨時検査を2回、下痢性貝毒の検査を1回実施した。実績値は203回となり、目標の192回を上回り達成度は106%となった。

養殖衛生管理体制の整備について、県内では海面でマダイ、ヒラメ、ノリなどが、内水面では放流用のアユ種苗や、マス類、観賞魚であるニシキゴイなどが養殖されており、安全な養殖魚の生産に寄与するため、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用の指導を実施した。

事業実績について、対象経営体 108 に対して、指導を行った経営体数は、指導会議によるものが 23、巡回指導によるものが 45、その他の方法による指導が 100 となった。

目標値を100/108(92.6%)としていたため、目標値を達成した。

質 疑

- 委員 農薬取締の数字の考え方について、事業実施実績で不適切な販売や使用の発生割合が 2.7%という数字はかなり低いが、件数について教えてもらいたい。
- 事務局 目標値の 12.5%は過去3年間の不適切な販売や使用の発生割合の実績から出している。

今回検査に入ったところは、以前入ったところも含むが、以前違反があったところ が改善されていたため減った。この発生割合は年度によってブレが出てくる可能性 もあるが、指導によって徐々に違反件数は下がると考える。

- 委員 広島県の中でどのくらい不適切な販売や使用をしている者がいるのか、分かれば 知りたかったが、分からなければ良い。
- 委員 中山間地域の農家の一番の悩みは鳥獣害被害(イノシシ、サル、鹿)であり、伝染病の早期発見は非常に重要なテーマ。豚熱等が発見された際に農家に周知する体制はどうなっているのか。
- 事務局 豚熱感染したイノシシは多くが死亡するが、生き残る個体がいることが問題。養豚場ではイノシシと接触しないよう防護柵設置やワクチン接種等を行う。岐阜県では、野生イノシシを何万頭も捕獲して全て検査し、ジビエ利用しない体制がとられたため鳥獣害被害が減っている可能性がある。

現在、猟友会と連携して野生イノシシ感染状況を確認し、経口ワクチン散布等の対策を実施している。広島県西部では野生いのししで26例の感染を確認しており、ジビエ利用の実態について確認しているところ。病気の発生の情報については、猟友会等からも伝わっている。

- 委 員 交付金の交付率は事業費の半額という理解で良いか。 伝染病発生については予算を組めないと思うが事後対応か。
- 事務局 交付率は事業費の半額である。伝染病発生時は事後で緊急的に予算を組む、または 他の計画を一部流用することも認められている。
- 委員 今後、鳥インフルエンザに対して設備を整備するのか。
- 事務局 鳥インフルエンザ検査施設については整備済みであり、交差汚染しないよう、検査 を行っている。

3 強い農業づくり総合支援交付金について

(1)強い農業づくり総合支援交付金の概要

この事業は、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援するもの。

主な事業内容は、産地競争力の強化の産地基幹施設等支援タイプとして、産地収益力の強化や産地合理化の促進等に係る整備を支援するもの、食品流通の合理化の卸売市場等支援タイプとして、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設等の整備を支援するものがあり、今回は、「卸売市場等支援タイプ」を活用する。卸売市場施設の補助率は、4/10以内、上限額は20億円となっている。

事業イメージは、この事業を活用して、広島市中央卸売市場を整備することとしており、 具体的には、「中央市場」の青果物、水産物、花き棟と「東部市場」を統合し、「施設の集 約化による効率的な物流動線の確保」や「閉鎖型施設に整備による、コールドチェーンの 確立やHACCP等に対応した整備」を行うことにより、集荷力の強化や物流の効率化、 品質管理及び衛生管理水準の高度化などを図り、安定的な生鮮食品の供給を行うことと している。

県の役割は、「国庫補助金を効果的・計画的に活用するための、国との調整」や「広島市が作成する実施計画等の審査」等を行う。

次に、広島市中央卸売市場の整備の概要について、事業実施主体は市場開設者の広島市である。実施期間は、令和5~14年度の10年間で、総事業費は518億円,うち本事業の交付対象事業費が278億円,国費は91億円余を想定している。今年度は、総事業費99百万円、うち国費は39百万円を予定しており、内容は、実施設計である。

当市場の抱える課題については、「近年、取扱高の低迷が続き、場内事業者の多くが厳しい経営状況であること」「大規模小売店等の取引先割合が増加し、セリ中心から相対取引中心へと取引方法の変化へ対応が遅れていること」「品質管理や HACCP に沿った衛生管理など、品質管理・衛生管理の高度化への対応が遅れていること」「昭和 56 年開場のため、整備後 40 年以上経過しており、施設が老朽化・陳腐化しており、耐震強度も不足していること」などがあり、これらの課題を解決するために再整備するととともに、中央市場と東部市場の 2 拠点あった施設を統合して集荷力を強化することとしている。

この整備により、品質管理及び衛生管理の高度化に対応できるコールドチェーンが確立され、HACCPに沿った衛生管理が容易になるとともに、施設を集約化することで、効率的な物流動線を確保することができるようになる。

(2) 事業実施一覧

国に提出した、成果目標について、目標項目は、「品質・衛生高度化」と「防災対応」としている。「品質・衛生高度化」については、現在の「低温の売場面積率 12.3%」に対し、整備後の令和 15 年度の「低温の売場販売率 53%」と、低温売場の面積率に対し販売率が高くなることを目標としている。「防災対応」については、令和 15 年度には、防災設備の設置により耐震・防災性能の向上を図ることとしている。

なお、市場の整備事業の実施予定期間は令和5~14年の10年間であるが、活用する国事業は、単年度事業になっており、毎年、当該年後の再整備内容に応じて、国に申請することとなる。

(3) 事業実施一覧、スケジュール(想定)

今回、整備予定の施設は9施設で、そのうちの一般関連施設の「賑わい施設」は、国庫 事業対象外となる。事業実施期間は令和5~14年度まで実施する予定です。

令和5年度は、「青果棟」の実施設計書を作成する予定で、この青果棟は令和7年度から工事が行われ、令和9年度に供用開始される予定である。

現在の市場の敷地での再整備になるので、施設ごとに、順次、「実施設計書の作成・解体・整備」を行う予定である。

なお、デザインビルド方式で事業実施する。現在、総合評価一般競争入札により事業者を選定中で、8月上旬ごろ事業者を決定する予定であり、その後、整備内容やスケジュールが具体化する予定である。

質 疑

委員 再整備中は、市場機能に支障がないように、場内に仮セリ場所等を設けるのか。

事務局 そのとおりで、再整備中も市場機能が継続できるように対応される。

委 員 業者の選定はいつか。

事務局 8月上旬に決定予定。

- 委 員 小規模の販売店が、大規模の販売店に吸収されたり、取引先を取られていることが 重大な課題であると考えている。この現状の中で、多額の予算を活用して整備するこ とが、卸売業者や農業を守ることになるのか。
- 事務局 市場の役割として、県民の食を守ることが重要であり、青果物の8割が、市場を通 じて販売されている。鮮度の高い青果物を県民に届けるために、市場整備は重要であ

- り、さらに卸売業者や県民を守ることにもなる。
- 委 員 強い農業づくり総合支援交付金は、当該市場再整備の事業のみを行うのか。他の市 町は、事業を実施できないのか。
- 事務局 令和5年度は、市町からの事業要望は今回の事業のみであり、他の市町からの要望は無かった。

なお、今回の卸売市場の事業は、強い農業づくり総合支援交付金の中の卸売市場再整備の事業を活用しているが、市場整備以外の事業については、同じ交付金の中の別事業で別途予算があり、予算の範囲内で実施は可能である。

- 委 員 中央市場と東部市場が統合しますが、東部の生産者や事業者から意見等なかった か。
- 事務局 ご意見はあったと思われるが、統合により市場の青果物の取扱量が多くなり、市場 機能が高まると考えている。
- 委 員 DX対応はしているか。
- 事務局 検討されていると思う。今後、事業者が決定後、具体的に検討されるのではないか と考えている。
- 委員 市場手数料は上がるのか。
- 事務局 現在、市場内で検討中であると聞いている。今回の整備により施設整備が高度化するので手数料も変わる可能性はあると考えている。

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要

地域で営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者の高収益作物・栽培体系への転換を目的とした事業である。収益力向上に取り組む産地に対し、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組(ソフト・ハード)を一体的に支援する。整備事業では、乾燥調製施設や低コスト耐候性ハウス等の施設整備、基金事業では、農業機械のリース導入や雨よけハウス等の導入に取り組むことができる。支援対象は地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業団体で、補助率は1/2以内である。交付申請は、整備事業は国、基金事業は基金管理団体に対し行う。

(2) 事業実施地区一覧

令和5年度は、3地区が事業に取り組む。

三次市のえだまめ産地は、旧JA三次の集落法人グループが取組主体となり、収穫機をリース導入する。水田転換可能な高付加価値作物であり、機械化一貫体系が可能という理由から、えだまめが選定された。令和3年から試作を開始し、令和4年は約3ha を栽培している。出荷は全農ひろしまで、県内スーパーへ出荷されている。成果目標は販売額の10%以上の増加としている。

府中市のアスパラガス産地は、令和3年度に事業実施した産地に新たに担い手が加わった。取組主体はチャレンジファーム広島の研修生で、令和6年度の就農を予定している。 年齢は30代前半で、福山市出身。ハウス資材9棟分を事業で導入する。出荷は全農ひろしまで、県内外のスーパーのほか、セブンイレブンと契約し、総菜としても販売されている。成果目標は販売額の10%以上の増加としている。

三次市のほうれんそう産地は、令和3年度に事業実施した産地に新たに担い手が加わった。取組主体はJAアグリ三次の研修生と、三次市のほうれんそう生産法人の従業員の2名。で、ハウス資材13棟を事業で導入する。研修生の年齢は40代前半で三次市出身、法人従業員は20代後半で広島市出身、農大の卒業生である。出荷はJA。成果目標は販売額の10%以上の増加としている。

質 疑

委員 申請件数は何件あったのか。

事務局 本事業は3件の申請があり、3件が採択された。他の事業では10件ほど要望があったが、資材費や人件費の高騰により、取り組みを断念するところもあった。

委員 市町の継足しはあるのか。

事務局 継足しは任意だが、市町によって状況は異なる。

委員 補助残は自己資金か、借入か。

事務局 借入れ。政策金融公庫とJA、両方から借り入れる。補助事業の交付決定が見込まれる計画に対し、貸付される。

実現可能な営農計画の方が融資を受けやすい。まず雇用就農で信用と技術力を高め、独立就農する際に貯めた自己資金を充てるパターンを進めている。

委員 今回の取組主体は指導所の普及対象になっているのか。

事務局 研修中から就農後までフォローできる体制となっている。